

# 住まい支援制度

夢のマイホームをサポート!

## 1. 定住奨励金

松浦市内で新築または中古住宅を購入する場合に奨励金を交付します。

【交付内容】

### A. 松浦市内業者による新築

→宅地購入取得額の

**10%~50% (40~200万円)**

住宅工事額の**7% (最大100万円)**

※新築の場合の宅地購入取得額に対する  
助成率及び限度額は世帯の所得金額により変動します。

### B. 中古住宅(宅地含む)購入

→取得額の **4% (最大40万円)**

【交付条件】

- ◎平成32年3月31日までの間で、  
転入から5年以内に住宅を取得する
- ◎市区町村税等の滞納がない
- ◎松浦市外に3年以上住民登録していた
- ◎松浦市内に住宅を所有していなかった

最大

**300**万円



賃貸住宅もサポートします!

## 2. 新生活奨励金

平成27年4月1日以降に、転入と同時に賃貸住宅に入居した方(過去1年以上松浦市外に居住・住民登録していた人を含む)に奨励金を交付します。

【交付内容】

総額30万円を地域振興券にて

5年に分けてお支払い

[初年度~4年度目・各5万円] [最終年度・10万円]

※登録・交付申請が遅れると減額になる場合があります。

【交付条件】

- ◎転入と同時に賃貸住宅に入居かつ賃貸住宅の契約者である
- ◎転入時年齢が満45歳未満 ◎市区町村税等の滞納がない
- ◎過去に「新生活奨励金」または「松浦市賃貸住宅入居費補助金」の交付を受けていない(配偶者も含む)



# 住まい支援制度

空き家の活用をサポート

## 3.中古住宅改修費用支援事業

空き家バンクに登録された中古住宅を松浦市に定住する意思をもって購入または賃借する場合、住宅の改修にかかる費用の一部を助成します。

【補助内容】

準備中

改修費用の50%以内(限度額50万円)

空き家バンク  
制度も!

詳しくはお尋ね  
ください。

結婚後の新生活を応援!

## 4.3世代同居・近居促進事業

3世代で同居又は近居するために住宅を新築もしくは改修または住宅を取得する費用の一部を助成します。(補助対象者や工事内容に条件があります。)

3世代同居等の種別		新築工事	住宅の取得 (新築・中古)	改修工事
新たに	同居 近居		準備中 以内 (上限40万円)	
既に	同居			1/10以内 (上限20万円)



就職後の新生活をサポート

## 5.定住促進住宅家賃減額制度

松浦市には定住促進住宅が市内に5か所あります。

市外から転入し入居される場合、上記の制度も利用いただけますが、

子育て家庭や新規転入家庭への家賃減額制度もありますので詳しくはお尋ねください。

【対象住宅】

住宅名	家賃(月額)	住宅名	家賃(月額)
高野松山団地(志佐町) 2DK	23,000円	今福梶の葉団地(今福町) 2LDK棟タイプB	49,600円
〃 3DK	29,000円	〃 2LDK棟タイプA	52,200円
<sup>じょうのぼろ</sup> 御厨上坊団地(御厨町) 3DK	30,000円	〃 3LDK棟	62,300円
調川宮ノ前団地(調川町) 3DK	29,500円	福島原団地(福島町) 3DK	21,000円

【減額制度】

◎満15歳以下のお子さんの人数に応じて家賃を減額(月額2,000円～/最大5,000円)

◎新規転入世帯は入居階数、入居年度に応じて家賃を減額

※単身で入居できる住宅は高野松山団地の2DK、各団地の3DKの5階となります。

※詳しくは担当窓口までお尋ねください。【担当】都市計画課 住宅係

TEL:0956-72-1111(内線214) E-mail:tosikei@city.matsuura.lg.jp